

○尾道市議会議員政治倫理条例

令和2年3月12日
条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、尾道市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、市民の厳粛な信託に応え、もって清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。ただし、議員の自由闊達な論議及び活動を妨げるものではない。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に疑惑について説明しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。

(2) 議員の地位を利用して公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。

(3) 議員の地位を利用して、嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合があつても、ハラスメント(他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(4) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。

(5) 市が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。

(6) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(7) 市等の職員(非正規職員を含む。)の採用、昇格及び人事異動に関して、議員の地位による影響力を行使しないこと。

(8) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。

(9) 市税等の完納又は健全な計画に基づく分納等その納付を誠実に行うこと。

(審査の請求)

第4条 市民又は議員は、前条の規定に議員が違反した疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付して、市民にあっては議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者、議員にあっては議員の定数の3分の2以上の議員の連署をもって、それぞれの代表者(以下「審査請求代表者」という。)から、審査請求書により議長に審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

2 前項の議員の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録された者とする。

(政治倫理審査会の設置等)

第5条 議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会に尾道市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査を付託するものとする。

2 審査会は、当該審査が終了するまで存続する。

3 審査会は、委員10人以内とし、議員のうちから議長が指名する。

4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。ただし、議員の資格を失ったときは、その任期を終了する。

5 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

6 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

(審査会の運営)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会の定足数及び表決については、尾道市議会委員会条例(昭和50年条例第30号)第14条及び15条の規定を準用する。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、審査請求に係る議員(以下「審査対象議員」という。)が、第3条の規定に違反したことにより、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置の内容について審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。

4 審査会は、審査のため必要があると認めるとときは、審査対象議員、審査請求した者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

- 5 審査会は、審査に当たり、審査対象議員が審査会に出席して口頭又は書面による弁明ができる機会を設けなければならない。
- 6 審査対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。
- 7 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に許可した場合は、公開することができる。(守秘義務)

第7条 委員及び議員は、第5条第1項に規定する審査に関して知り得た秘密を議員以外に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議長への報告等)

第8条 審査会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

- 2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるとときは、必要な措置を講ずるよう議長に求めることができる。

(審査の結果の通知及び公表)

第9条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査請求代表者及び審査対象議員に対して審査の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第10条 審査対象議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、指定された期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

- 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書の全部又は概要を公表するものとする。(審査結果の措置)

第11条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときには、これを公表するものとする。(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。